

第3章

保健医療圏と基準病床数

- 1 保健医療圏設定の基本的考え方
- 2 保健医療圏の設定
- 3 基準病床数

1 保健医療圏設定の基本的考え方

限られた医療資源を有効に活用し、すべての県民に適切な保健医療サービスを効率的に提供するためには、県民の生活実態に即した適切な圏域を設定し、それぞれの圏域における保健医療需要を把握しながら、計画的に保健医療提供体制を整備する必要があります。

このため、保健医療活動の地域的単位として保健医療圏を設定します。

なお、この保健医療圏域の設定はあくまでも行政的な観点から設けられるものであり、県民の自由な医療機関の選択を制約するものではありません。

2 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

一次保健医療圏は法令上特に定義はありませんが、本県では、住民に密着した頻度の高い保健医療活動が展開される地域とし、市町村単位とします。

市町村合併が進み、広域化した市や町の役割として、保健・医療・福祉サービスの一体的かつ効率的な提供が期待されます。

(2) 二次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第12号）

二次保健医療圏は、高度・特殊な医療を除く一般的な保健医療需要に対応する区域であり、医療機能を考慮した病院の整備や各種の保健・医療・福祉施策を展開するための地域的な単位です。

本県の二次保健医療圏については、次ページの表の市町で構成される6圏域とします。

【圏域設定の考え方】

「栃木県保健医療計画（6期計画）」の二次保健医療圏及び「栃木県地域医療構想」の構想区域は6圏域を設定しており、圏域ごとに医療機能の充実・強化、病床機能の分化・連携、医療と介護の連携や療養環境の整備に取り組んできました。

各圏域で人口や高齢化の進展、圏域内で入院医療が完結する割合等の受療の動向は異なるものの、それらの実情や課題を踏まえながら取り組んでおり、今後想定される医療需要の増大・変化に向け、地域に合った取組を更に進めていく必要があることを踏まえ、本計画の二次保健医療圏は、「栃木県保健医療計画（6期計画）」の6圏域を踏襲して設定することとしました。

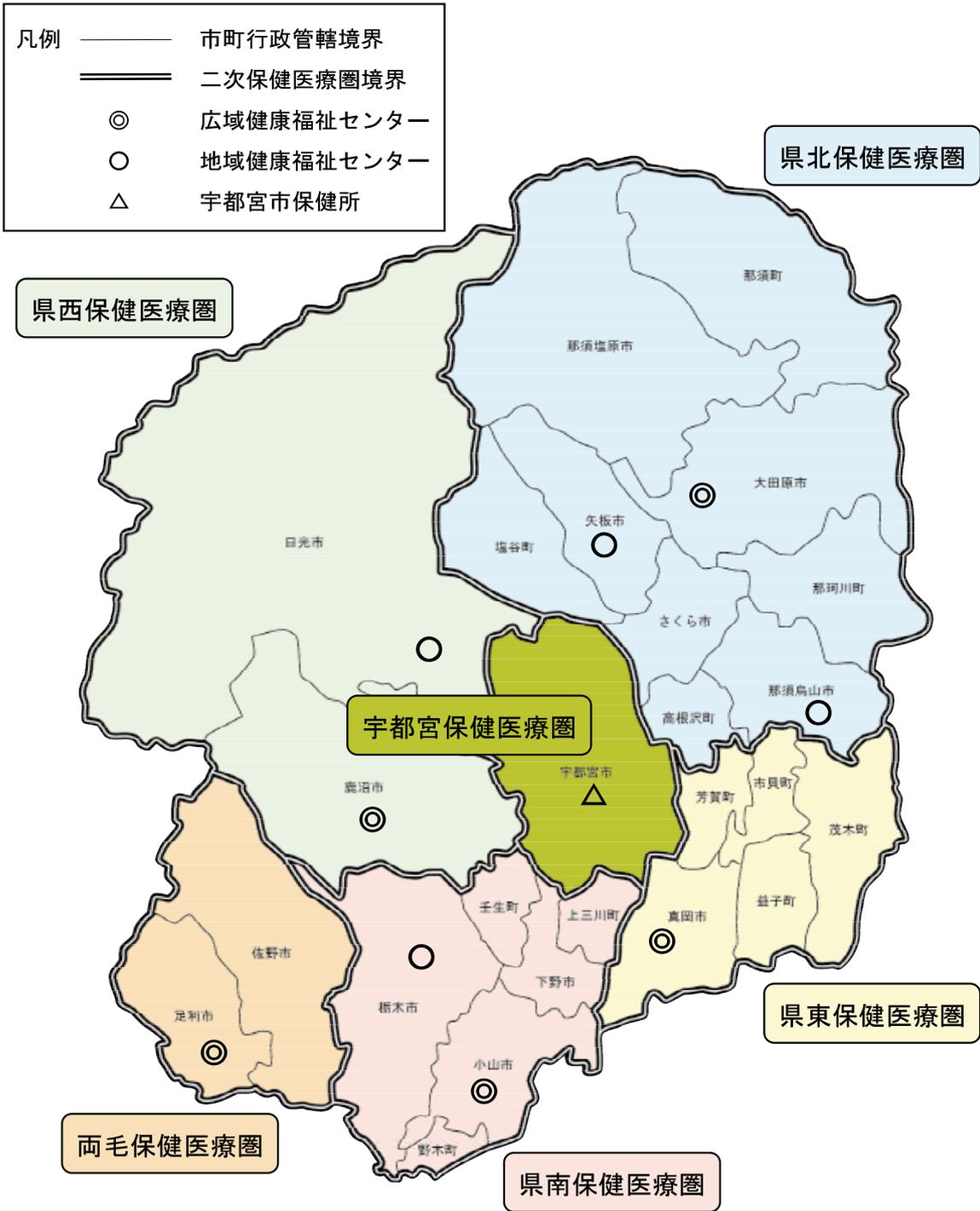
なお、高齢者福祉圏域、地域医療構想区域、障害保健福祉圏域とも一致しています。

	人口 (人)	面積 (km ²)	構成市町
県北保健 医療圏	376,088	2,229.52	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、 塩谷郡 塩谷町、高根沢町 那須郡 那須町、那珂川町 (5市4町)
県西保健 医療圏	178,245	1,940.47	鹿沼市、日光市 (2市)
宇都宮保 健医療圏	520,197	416.85	宇都宮市 (1市)
県東保健 医療圏	141,434	563.84	真岡市 芳賀郡 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 (1市4町)
県南保健 医療圏	480,779	723.61	栃木市、小山市、下野市 河内郡 上三川町 下都賀郡 壬生町、野木町 (3市3町)
両毛保健 医療圏	265,220	533.80	足利市、佐野市 (2市)
計	1,961,963	6,408.09	(人口：平成29(2017)年10月1日現在)

(3) 三次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第13号）

三次保健医療圏は、高度・特殊な専門的医療を提供するとともに、広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設定する圏域であり、県全域とします。

二次保健医療圏 圏域図



3 基準病床数

(1) 基準病床数

基準病床数とは、病院及び診療所の病床の適正配置を促進することを目的に、医療法第30条の4第2項第14号の規定に基づき県が定めるものであり、病院及び診療所における療養病床及び一般病床に係る基準病床数は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床は県全域で定めます。

保健医療計画で定めた基準病床数を既存病床数¹⁶が上回っている、いわゆる「病床過剰地域」における病院の開設・増床・病床種別の変更又は診療所の病床の設置・増床については、原則認められないが、特例届出診療所のように地域医療構想調整会議の意見を聴いた上で、医療審議会に諮り病床の設置が認められるものもあります。

なお、「病床過剰地域」において、医療の高度化や機能分化のため病床の再編が必要な場合は、十分協議をした上で平成29(2017)年4月の医療法改正で新設された地域医療連携推進法人制度を促進するなどして対応していくこととします。

病床の種別、圏域別の基準病床数及び既存病床数は以下のとおりです。

基準病床数と既存病床数

病床種別	圏域	構成市町	基準病床数	既存病床数 ※
療養病床 及び 一般病床	県北保健医療圏	大田市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	2,431	2,715
	県西保健医療圏	鹿沼市 日光市	604	1,370
	宇都宮保健医療圏	宇都宮市	3,578	4,343
	県東保健医療圏	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	546	763
	県南保健医療圏	栃本市 小山市 下野市 上三川町 壬生町 野木町	4,430	4,507
	両毛保健医療圏	足利市 佐野市	1,979	2,173
	計			13,568
精神病床	県全域		4,328	4,986
結核病床	県全域		45	45
感染症病床	県全域		32	28

※既存病床数については平成29(2017)年10月現在。

¹⁶ 基準病床数制度における病院、有床診療所(平成19(2007)年1月1日以後に使用許可を受けたものに限る。)の療養病床数及び一般病床数並びに職域病院等の補正後の病床数を合算したもの。

(2) 届出により一般病床を設置できる診療所

医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づき、診療所における療養病床及び一般病床の設置について、許可を受けることを要せず届出により設置できる診療所（以下「特例届出診療所」という。）の基準は以下のとおりです。

《特例届出診療所の基準》

次の診療所のうち、栃木県知事が栃木県医療審議会の意見を聴いて必要と認めるもの

- ・医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所、その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- ・へき地に設置される診療所として、厚生労働省の「無医地区等調査」において、「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」とされた地区に設置する診療所
- ・小児医療の推進に必要な診療所として、小児科専門医又は小児外科専門医を置き、小児科又は小児外科を標榜する診療所
- ・周産期医療の推進に必要な診療所として、産婦人科専門医を置き、産科又は産婦人科を標榜するとともに、産科医療を提供する診療所
- ・救急医療の推進に必要な診療所として、救急病院等を定める省令に基づく救急告示診療所
- ・上記に定めるもののほか、地域において良質かつ適切な医療を提供するために特に必要な診療所